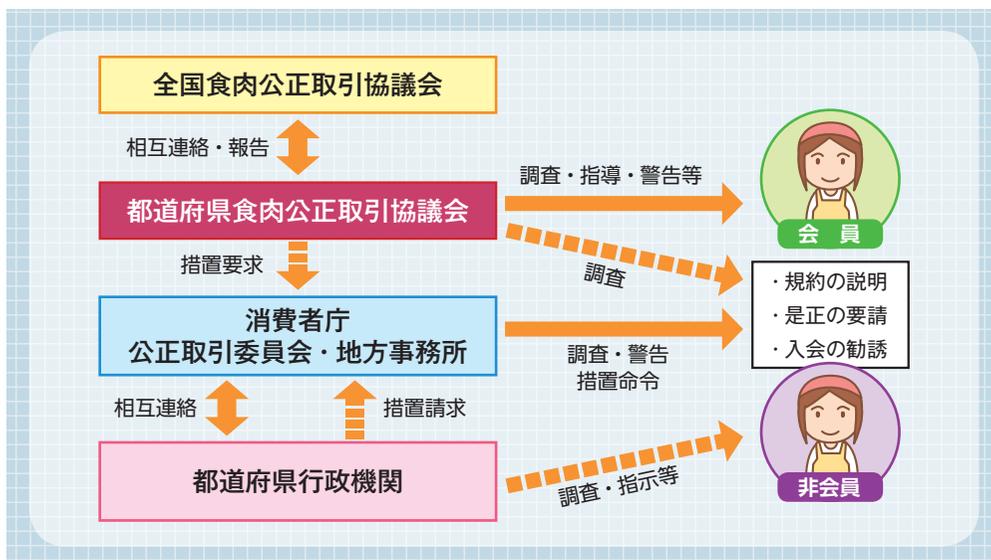


【1】消費者庁関係・食肉公正競争規約に基づくもの ……

規約違反や不当表示の調査・措置

食肉公正取引協議会会員に対しては都道府県食肉公正取引協議会が、会員以外（非会員）には消費者庁、公正取引委員会、各県行政機関が調査・措置を行います。



都道府県又は全国の食肉公正取引協議会の措置

*適正表示指導員が定期的に表示の調査・指導を行います。

*調査時や一般消費者の通報、行政機関からの連絡により違反が判明した場合、次の①～③のような措置を行います。

① 調査

規定に違反する事実があると思われる場合、関係者を招致し、事情を聴取し必要な事項の照会を行い、参考人からの意見を求め、その他必要な調査を行うことができます。

② 調査に協力しない者への措置

上記の調査に協力しない食肉販売業者に対し

ア)調査に協力すべき旨の文書により警告します。

イ)それでも協力してもらえない時は、下記の措置をとることができます。

・ステッカーの貼付の差し止め ・5万円以下の違約金 ・除名処分

③ 違反行為を認める者への措置

・警告等

調査の結果、違反行為があると認めるときは、その者に対して、次のような警告を行うことができます。

- ア) その違反行為をやめること
- イ) 同じ又は類似の違反行為を再び行わないこと
- ウ) その他これらに関連する事項を実行すること

・ステッカーの回収及び再交付拒否

警告に併せ、ステッカーを回収し、6か月を超えない範囲で、ステッカーを再交付しないことができます。

警告に従わない場合

・違約金

50万円以下の違約金を課することができます。

・除名処分

違反行為をした食肉販売業者を除名することができます。

・消費者庁への措置請求

食肉公正取引協議会の措置に従わない違反者に対しては、消費者庁に必要な措置を講ずるよう(措置命令の発動)求めます。

措置命令では

- ア) 違反行為をやめさせること
- イ) 将来、違反行為を繰り返さないこと
- ウ) 違反行為を行っていた旨の公告

措置命令に従わない場合

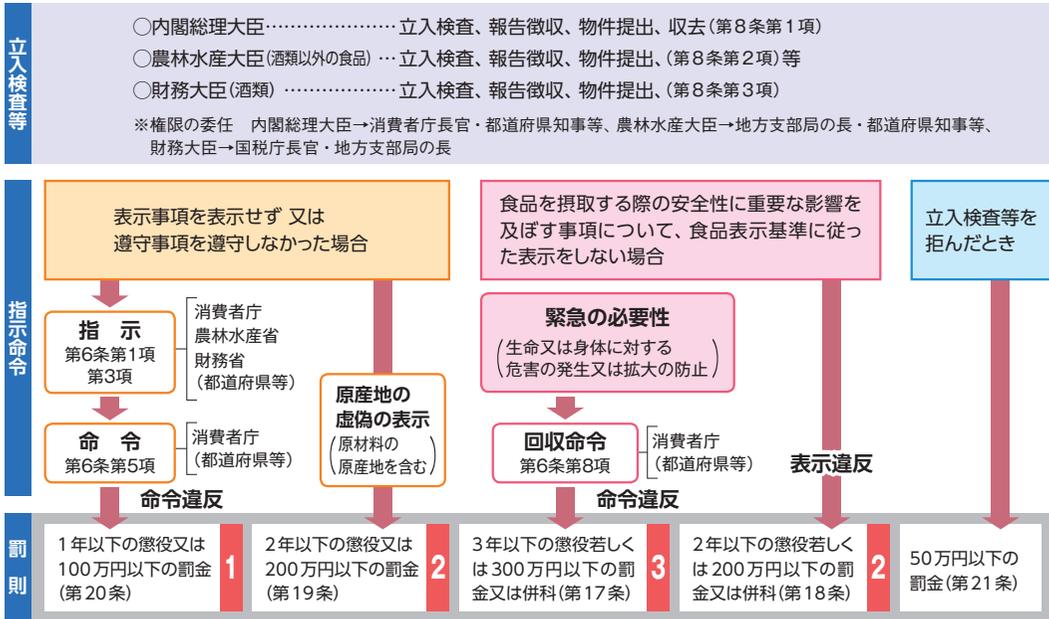
2年以下の懲役又は
300万円以下の罰金に処せられます

▶ 食品表示法違反に対する措置、罰則等

すべての食品を扱う事業者は、食品の表示に関する義務を負うことになり、それに違反した場合は、食品表示法に基づき、指導・指示・命令などに従わなければならない。これに従わない場合等には、事業者名の公表とともに、次の罰則が科せられる。

Check! ●食肉公正競争規約第14条、第15条▶(P110)、第16条▶(P112) ●食品表示法第17条～22条▶(P118)
●景表法第7条▶(P173)、第29条▶(P175)

食品表示法違反に対する措置・罰則等



- 表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しなければ、行政機関からの指示・命令が出され、この命令に従わない場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。
- 原産地の偽装表示、食品を摂取する際の安全性に関する表示の違反については、直罰(行政機関による指示・命令の措置なしに)の対象となり、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科せられる。
- 消費者の生命、身体に危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があるときは、回収等命令が発せられ、これに従わない場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる。

表示に関する他の法律における措置・罰則等

牛トレーサビリティ法	販売業者等に対し、必要な報告、立ち入り検査、さらに個体識別番号の表示が遵守されていない場合、勧告・命令でき、命令に従わない場合、30万円以下の罰金。
景表法	不当表示等の違反行為者に対し、行為の取り止め、再発防止等の措置命令を発し、これに違反した場合、2年以下の懲役又は300万円以下(法人:3億円以下)の罰金。平成28年度から課徴金制度を導入。
不正競争防止法 強制捜査や詐欺罪の適用もありうる	不正競争防止法の違反者(例:原産地等を偽装して食肉を販売した者)は、5年以下の懲役500万円以下の罰金(又はその両方)の処罰に加え、業務の主体たる法人にも3億円以下の罰金。